

「つぼ八裁判」勝利!!

J R 東海労結成以降、会社がつづけてきた 不当労働行為を裁判所が断罪!

10月25日、東京高等裁判所は、不当労働行為救済事件（つぼ八裁判）で会社の主張を全面的に退け、組合側が「中央労働委員会救済命令」を支持する判決をしました。

1991年8月11日のJ R 東海労結成以降、会社は様々な手を使い、J R 東海労破壊のための攻撃を繰り返してきました。そのはじめの事件が、今回のつぼ八事件でした。

昨年の「リ्यूズ事件」の最高裁判決に続き、会社の不当行為を裁判所が断罪したのです。

会社は、「法的措置を含め、検討したい」などとコメントを出しているようですが、不当労働行為を犯してことを謝罪するべきだ。



報告集会で勝利を宣言する小林書記長

つぼ八事件

国鉄改革を経て「東海旅客鉄道労働組合」結成された。しかし、この組合が会社の介入によって御用組合化が顕著になってきたため1991年8月に御用組合化に抗してJ R 東海労が結成される。

しかし、会社はJ R 東海労をつぶすために組織破壊策動をくりかえす。J R 東海労結成当時の最大分会である東京運転所分会の書記長を管理者が居酒屋「つぼ八」に呼び出して組合を脱退するように工作した事件。

加藤業務部長の早期職場復帰を勝ち取るため

職場からの闘いを強化しよう!